

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	許可の取消し	
根拠条例等・条項	堺市屋外広告物条例第 2 0 条	
所 管 課	都市計画部 都市景観室	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 【堺市屋外広告物条例】 （許可の取消し） 第 2 0 条 市長は、広告物表示者等が次の各号のいずれかに該当するとき は、許可を取り消すことができる。 (1) 第 4 条第 1 項(第 5 条第 4 項又は同条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により市長の付した許可の条件に違反したとき。 (2) 第 5 条第 1 項の規定による変更の許可を得ないで広告物又は掲出物件を変更し、改造し、又は移転したとき。 (3) 前条第 1 項の規定による市長の命令に違反したとき。 (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。 (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を取り止めたとき。 (6) 広告物又は掲出物件の滅失を届け出たとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、堺市行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 2 号に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を取り止めたとき、又は広告物若しくは広告物を掲出する物件の滅失（除却）の届出があったときの許可の取消しは、適用除外